

## 会員事業所の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたり、会員事業所の皆様におかれましては大変なご苦労の中、ご不安の中で対応にご尽力されていることと存じます。

その様な中、5月21日には大阪府・兵庫県・京都府が、また25日には全国で緊急事態宣言が解除されました。

しかしながら、従来のような日常とはいかず、様々な制限がある中で事業経営を進めていかざるを得ず、また感染拡大の予防の為「新しい生活様式」の実践や「三つの密」を避けることが要請されています。

新しい日常に試行錯誤し、感染防止対策を慎重に講じつつ、今後予想される第二波に備えながら、緊急事態宣言解除後のこれからの希望を持って、徐々にそして着実に進めていくことが必要と考えます。

当協会は、引き続き会員事業所の皆様に寄り添いサポートをして参ります。

現況、厳しい状況が続いておりますが、引き続き何卒よろしくご厚意申し上げます。

会員事業所の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛ください。

社会保険労務士法人 淀川労務協会  
代表社員 松井 文男

改定第5版：令和2年6月1日

## 会員事業所各位

社会保険労務士法人 淀川労務協会

### 「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に伴う 当協会の業務体制に関しまして **【6月1日（月）から当協会の業務体制について新たに変更を行います】**

**（事務手続き担当職員勤務を週4日→5日へ / ご訪問・ご来所をご相談の上再開いたします）**

5月21日、大阪府・兵庫県・京都府において、続く25日には全国で「緊急事態宣言」が解除されました。また大阪府の緊急事態措置も原則解除されました。

しかしながら政府・大阪府より、解除後も引き続き感染拡大防止の為、「新しい生活様式（身体的距離の確保、在宅勤務の推進等）」の実践、「三つの密」の回避等を要請されています。

当協会では上記を踏まえつつ、6月1日（月）より業務体制を下記の通り変更させていただきます。

なお、**期間は7月31日（金）迄※とします（8月以降については改めてご案内させていただきます）。**

※ 期間途中で、随時状況の変化を踏まえ、ご案内の上再度業務体制を見直す場合があります。

#### **1. 労務相談担当職員は、引き続き 原則テレワークによる在宅勤務 と致します。**

引き続き、当協会の業務スペースを「密」の状態にならないよう、座席の間隔を一席ずつ空けることにより、相互に身体的距離を十分にとって事務手続き業務を行う体制を確保する必要から、労務相談担当職員については、期間中は原則テレワークによる在宅勤務を継続致します。

##### **【労務相談担当職員4名（松井、村崎、下村、三浦）】**

・原則テレワークによる在宅勤務（月～金の平日 8:45～17:45）に変更しております。

##### **【労務相談等のご対応について】**

・原則メール又は各担当者までご連絡頂けますようお願い致します。

なお、外出や訪問、接客、電話中等の場合、改めて折り返しご連絡させていただきます。

## 2. 当協会職員によるご訪問及び事業所の皆様のご来所を、ご相談の上で再開いたします。

「緊急事態宣言」の解除および大阪府の「緊急事態措置」の原則解除に伴い、当協会職員による会員事業所様へのご訪問および当事務所へのご来所※について、都度ご相談の上で再開させていただきます。

会員事業所の皆様の中では、解除後も当面の間は、不要不急のご訪問の受入や出張を禁止・制限されている事業所様や、引き続き在宅勤務をされているご担当者様もまだ多くいらっしゃいます。 各事業所・各ご担当者様のご事情に沿いながらご対応させていただきます。

※ なお引き続き、感染予防の為、ご訪問・ご来所によるご相談の際は、「マスク着用」「手指消毒の徹底」並びに会議室の換気、飛沫対策のため十分な距離の確保、できる限り最少人数での対応に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 感染防止の業務体制により、10階、11階の2フロアを使用して業務を行っている為、現在応接スペースを縮小させて頂いております。ご来所でのご相談はスペースの都合及び飛沫対策上、原則1名、多くても2名迄とさせて頂いております。何卒ご了承ください。

## 3. 事務手続き担当職員は、時差出勤を行いながら、「月～金 週5日勤務」を再開します。

### 【事務手続き担当職員】

① 勤務曜日/時間帯：月～金の平日 8:00-19:00 の間の時差出勤における8時間勤務※

※休憩時間は上記時間帯で別途1時間。担当者毎の時間帯は個別にご案内いたします。

② フロア別勤務：10F・11Fのフロアに分かれ、座席の間隔を一席ずつ空けることによって一層十分に相互の距離とって業務を行う体制に致します。

## 4. 今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合について

当協会では、職員同士においてもできる限りの接触を回避し、十分な身体的距離をとった上で業務ができる体制を確保するため、労務相談担当職員は原則在宅勤務に、事務手続き担当職員は、時差出勤及び10F、11Fの2フロアに分かれて、職員間の距離をとって業務を行っております。職員間の「濃厚接触」を可能な限り少なくかつ、万が一の場合でも対象者の範囲を限定する対策をとっております。

今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合、保健所等関係機関の指示・要請に従い対応してまいります。保健所等の指導によっては、事務所の一部または全部について一定期間休業の必要が出てくる場合もございます。その際、ご依頼頂いている事務手続きについて遅れが生ずる場合もございます。

今後も、当協会は新型コロナウイルス感染症の更なる拡大・蔓延防止のため、また当協会職員の安全を一層図るために当該業務体制を適切に進めてまいります。

会員事業所の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご了承を頂けますようお願い致します。

◇会員事業所の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけすることとなりますが、現下の状況を鑑み、何卒ご理解頂けますようお願い致します。